

<p>STEP-1の①. 法定相続人の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者はいるか..... _____人 ● 子供（養子を含む）は何人いるか..... _____人 →子供（養子を含む）がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 両親は健在か..... _____人 →子供も両親もいない場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 兄弟姉妹はいるか..... _____人 ● （代襲相続..... _____人） <p style="text-align: right;">合計 _____人</p>	<p>1. 法定相続人とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者は必ず法定相続人になる （正式な婚姻関係にある人に限る） ● 第1順位 子供（養子を含む） ● 第2順位 両親 ● 第3順位 兄弟姉妹 																
<p>STEP-1の②. 法定相続分の確定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">続柄</th> <th style="width:70%;">法定相続分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定相続人の数</td> <td style="text-align: center;">人 合計 1</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	法定相続分													法定相続人の数	人 合計 1	<p>2. 法定相続分とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者と子供が相続人である場合 配偶者 1/2 子供（2人以上の時は全員で） 1/2 ● 配偶者と直系尊属が相続人である場合 配偶者 2/3 直系尊属（2人以上の時は全員で） 1/3 ● 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合 配偶者 3/4 兄弟姉妹（2人以上の時は全員で） 1/4 <p>※ なお子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる時は、原則として均等に分ける</p>
続柄	法定相続分																
法定相続人の数	人 合計 1																

<p>STEP-3の①. 基礎控除額</p> <p style="text-align: center;">3,000万円 + 600万円 × _____人 = _____万円</p>	<p>3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数</p>
<p>STEP-3の②. 課税遺産総額</p> <p style="text-align: center;">STEP-2の③ - STEP-3の① = _____万円</p>	

STEP-4. 法定相続分で分割 ⇒ STEP-5. 相続税の総額の計算

続柄	法定相続分	STEP-3の②の金額 × 法定相続分	相続税の総額の計算
		万円 (a)	× _____% - _____万円 = _____万円
		万円 (b)	× _____% - _____万円 = _____万円
		万円 (c)	× _____% - _____万円 = _____万円
		万円 (d)	× _____% - _____万円 = _____万円
		万円 (e)	× _____% - _____万円 = _____万円
相続税の総額			_____万円

<税額表>

法定相続分に応ずる各人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税計算シート②

STEP-2 の①. 相続財産の確定 (プラスの財産) (1) 建物 ① 自家用家屋: _____ × 100% = _____ 万円 ② 貸家: _____ × 70% = _____ 万円 ①+② = _____ 万円・・・(A)		自家用家屋: 固定資産税評価額 × 100% 貸家: 固定資産税評価額 × 70%
(2) 土地 ① 自用地 _____ ÷ 70% × 80% = _____ 万円 (固定資産税評価額の合計額) ② 貸家建付地 _____ ÷ 70% × 80% × 80% = _____ 万円 (固定資産税評価額の合計額) ③ 貸宅地 _____ ÷ 70% × 80% × 30% = _____ 万円 (固定資産税評価額の合計額) ①+②+③ = _____ 万円・・・(B)		① 自用地とは 自分で利用している土地 (自宅) や駐車場のこと。(自) ② 貸家建付地とは 賃貸住宅 (マンション・アパート) の土地のこと。 個人の不動産を会社に貸している場合も含む。(貸自) ③ 貸宅地とは 人に貸している土地のこと。土地のみ貸しており 建物は借主が建てている。(貸他)
(3) 有価証券	計 _____ 万円・・・(C)	上場株式 ・ 投資信託等 ・ 出資金
(4) 事業用資産	計 _____ 万円・・・(D)	売掛金 (未収入金) ・ 機械 ・ 車など
(5) 預貯金	計 _____ 万円・・・(E)	普通預金 ・ 定期預金など 名義預金も
(6) 現金	計 _____ 万円・・・(F)	直前に引き出した預金等
(7) 家庭用動産	計 _____ 万円・・・(G)	絵画 ・ 骨董品 ・ 自家用車 ・ その他
(8) 生命保険金	_____ 万円 - 500 万円 × _____ 人 = _____ 万円・・・(H)	非課税枠 500 万円 × 法定相続人の数
(9) 死亡退職金	_____ 万円 - 500 万円 × _____ 人 = _____ 万円・・・(I)	非課税枠 500 万円 × 法定相続人の数
プラスの財産の合計額	③ _____ 万円	(A) ~ (I) の合計金額

STEP-2 の②. 債務控除 (マイナスの財産) (1) 借入金 _____ 万円・・・(J)		〇〇銀行
(2) 事業用負債	_____ 万円・・・(K)	預り保証金
(3) 葬式費用	_____ 万円・・・(L)	平均金額 200 万円
マイナスの財産の合計額	④ _____ 万円	(J) ~ (L) の合計金額

STEP-2 の③. 課税価格の合計額の確定 (プラスの財産) - (マイナスの財産) ③ - ④ = _____ 万円		③ プラスの財産の合計額 ④ マイナスの財産の合計額
--	--	---